

令和元年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,571千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,964,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰 入 金		11,317,317	△4,571	11,312,746
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,878,220	△4,571	10,873,649
歳 入 合 計		179,968,700	△4,571	179,964,129

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		89,565	△4,571	84,994
	1 総 務 管 理 費	80,077	△4,571	75,506
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	9,010	0	9,010
歳 出 合 計		179,968,700	△4,571	179,964,129

令和元年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,087,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		13,177,071	△55,360	13,121,711
	1 一般会計繰入金	13,177,071	△55,360	13,121,711
5 繰越金		1	65,360	65,361
	1 繰越金	1	65,360	65,361
歳入合計		27,077,232	10,000	27,087,232

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		26,123,869	10,000	26,133,869
	2 荷役機械整備費	6,316,050	10,000	6,326,050
歳 出 合 計		27,077,232	10,000	27,087,232

第 2 表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 小名浜港港湾整備事業費			75,000	2,125,207
	1 ふ頭埋立造成費		75,000	2,125,207
		ふ頭埋立造成費	75,000	2,125,207
合	計		75,000	2,125,207

令和元年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,695千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,594,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,903,014	△39,083	3,863,931
	1 負担金	3,903,014	△39,083	3,863,931
3 国庫支出金		852,800	△78,300	774,500
	1 国庫補助金	852,800	△78,300	774,500
4 繰入金		7,958,826	△73	7,958,753
	1 一般会計繰入金	7,958,826	△73	7,958,753
5 繰越金		270,643	276,051	546,694
	1 繰越金	270,643	276,051	546,694
7 県債		491,300	△42,900	448,400
	1 県債	491,300	△42,900	448,400
歳入合計		13,478,611	115,695	13,594,306

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		13,478,611	115,695	13,594,306
	1 管 理 費	7,231,222	275,895	7,507,117
	2 建 設 費	1,532,100	△160,200	1,371,900
歳 出 合 計		13,478,611	115,695	13,594,306

第 2 表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費			554,500
	2 建設費		554,500
		流域下水道整備費	554,500
合	計		554,500

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 整 備 費	341,600	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	298,700	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
計	361,300				318,400			

令和元年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	3,008,315千円	16,100千円	3,024,415千円
第2項 営業外収益	493,666千円	16,100千円	509,766千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	3,081,006千円	37,756千円	3,118,762千円
第1項 営業費用	2,963,046千円	37,756千円	3,000,802千円

（資本的支出の補正）

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額631,852千円は、過年度分損益勘定留保資金556,164千円及び当年度分損益勘定留保資金75,688千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 資本的支出	2,104,938千円	19千円	2,104,957千円

第1項 建設改良費

1,582,038千円

19千円

1,582,057千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	266,692千円	^2,897千円	263,795千円

令和元年度福島県地域開発事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 地域開発事業費用	582,490千円	△9,547千円	572,943千円
第1項 営業費用	516,297千円	△652千円	515,645千円
第2項 営業外費用	66,192千円	△8,895千円	57,297千円

（資本的支出の補正）

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,364,996千円は、過年度分損益勘定留保資金323,149千円及び当年度分損益勘定留保資金1,041,847千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 資本的支出	1,219,000千円	149,763千円	1,368,763千円
第1項 企業債等償還金	1,219,000千円	149,763千円	1,368,763千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	74,822千円	^32千円	74,790千円

令和元年度福島県立病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度福島県立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 病院事業費用	7,484,081千円	△128,248千円	7,355,833千円
第1項 医業費用	7,237,291千円	△128,248千円	7,109,043千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	3,892,254千円	△126,458千円	3,765,796千円

令和元年12月11日提出